

法務省矯成第3345号

平成19年5月30日

改正 平成31年3月27日付け法務省矯成第799号

令和2年12月24日付け法務省矯総第4445号

矯正管区長 殿
刑事施設の長 殿
矯正研修所長 殿 (参考送付)

法務省矯正局長 梶 木 壽

被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について (依命通達)

本日、被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令 (平成18年法務省矯成訓第3300号大臣訓令。以下「訓令」という。)の一部を改正する訓令が制定され、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律 (平成18年法律第58号)の施行の日から施行されることに伴い、平成18年5月23日付け法務省矯成第3301号当職依命通達「被収容者の書籍等の閲覧に関する訓令の運用について」の全部を下記のとおり改正し、同法の施行の日から実施することとしましたので、その運用については、遺漏のないよう配意願います。

記

- 1 自弁の書籍等の内容の検査について (訓令第3条関係)
 - (1) 自弁の書籍等の性質、主題、社会的評価、著者等から判断して、自弁の書籍等には閲覧禁止部分がないことが明らかであるような場合には、訓令第3条第1項の検査を表紙や目次部分などの必要と認められる部分に限って実施し、又は省略して差し支えないこと。
 - (2) 訓令第3条第1項の検査は、通常、被収容者が自弁の書籍等を取得する都度、速やかに開始すべきものであるが、一人の被収容者が差入れ等により一度に多くの自弁の書籍等を取得し、かつ、他に検査すべき書籍等がある場合その他当該書籍等について速やかに検査を開始することが困難な事情がある場合には、他の被収容者との均衡を保ちながら、順次検査を開始することとして差し支えないこと。
 - (3) 訓令第3条第3項の書面は、別紙様式1を参考として、刑事施設の長が適宜定めること。同書面には、閲覧禁止部分に該当すると判断した具体的な理

由及び当該書籍等の閲覧を禁止し、又は当該箇所を抹消し、若しくは削除して閲覧させることの可否についての意見を記載すること。

- (4) 複数の被収容者が同一内容の書籍等を自弁により取得し、かつ、訓令第3条第3項の規定による刑事施設の長への報告を要する場合において、その閲覧を禁止し、又はその一部を削除若しくは抹消すべき理由が共通しているときは、同報告は、これを一括して行うこととして差し支えないこと。
- (5) 訓令第3条第4項の決定内容は、上記(3)の刑事施設の長が適宜定める書面に記載するものとする。

2 自弁の書籍等の抹消又は削除について（訓令第4条関係）

- (1) 自弁の書籍等の一部が外国語等で記載されている場合において、被収容者がその翻訳費用を負担しないため、当該自弁の書籍等の閲覧を禁止すべきときについても、訓令第4条第1項の取扱いが許されること。
- (2) 訓令第4条第1項により自弁の書籍等を閲覧させる場合には、原則として、閲覧禁止部分を抹消する方法によるものとする。ただし、閲覧禁止部分が多く、抹消の方法によっては事務量が増加し、他の被収容者に係る自弁の書籍等の検査事務に遅滞が生ずるおそれがあるとき又は当該自弁の書籍等の紙質等の関係から抹消の方法によることが相当でないときは、削除の方法によることとして差し支えないこと。
- (3) 閲覧禁止部分のある自弁の書籍等が次のいずれかに該当するときは、訓令第4条第1項により抹消又は削除して閲覧させることが相当であると認める場合には当たらないものとして、当該書籍等の閲覧を禁止すること。
 - ア 閲覧禁止部分が著しく多く、抹消又は削除の方法によっては事務量が増加し、他の被収容者に係る自弁の書籍等の検査事務に遅滞が生ずるおそれがあるとき。
 - イ その被収容者の所有に属さないことが明らかであるとき。
 - ウ 経済的価値が高いと認められ、かつ、その被収容者の所有に属することが明らかでないとき。
 - エ 抹消又は削除によって、その形状又は内容を著しく損なうおそれがあるとき。
- (4) 訓令第4条第2項の書面は、別紙様式2を参考とし、刑事施設の長が適宜定めること。
- (5) 訓令第4条第2項の同意には、削除部分を廃棄することを含むものであること。

3 自弁の書籍等の閲覧の禁止について（訓令第5条関係）

訓令第5条に定める告知は、自弁の書籍等の閲覧の禁止を決定した日、適用条項及び当該条項の規定内容について行うものとする。

また、上記告知をした場合、記1の(3)の書面にその内容を記録すること。

4 自弁の書籍等の購入手続等について（訓令第6条関係）

- (1) 規則第34条第1項の規定による制限は、日刊通常新聞紙及び日刊特別新聞紙（規則第34条第1項後段に定める日刊新聞紙をいう。以下同じ。）のそれぞれにつき2紙以上の日刊新聞紙を指定して、被収容者に選択させなくてはならないこと。

なお、日本語を解さない外国人の被収容者を収容している場合において、当該被収容者について外国語で記載された新聞紙を指定するときは、同項の規定により指定する2紙以上の日刊通常新聞紙及び日刊特別新聞紙に、当該外国語で記載された新聞紙を含めないこと。

- (2) 訓令第6条第1項の閲覧の傾向は、入所時に被収容者から閲覧を希望する日刊通常新聞紙及び日刊特別新聞紙を聴取する等適宜の方法により把握すること。
- (3) 訓令第6条第2項の日刊新聞紙及び雑誌の購入の受付、受付後の支払等については、次によるものとする。

ア 日刊新聞紙については、1月以上6月以下の範囲内で購読期間を定め、また、雑誌については月刊、週刊等の別に見合った適宜の購読期間を定め、購入を受け付けること。

イ 日刊新聞紙については、訓令第6条第2項に規定する購入の申請を受け付ける日のほか、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合において、被収容者が購入を希望するときは、刑事施設の管理運営上支障がない範囲内で、適宜、購入を受け付けるよう配慮すること。

(ア) 入所した場合

(イ) 閉居罰又は書籍等の閲覧の停止の懲罰の執行を終了し、又は免除された場合

(ウ) 刑事訴訟法第81条の規定による日刊新聞紙の授受の禁止が解除された場合

ウ 支払は、日刊新聞紙については前金払の方法により、雑誌については購入の都度行わせること。

エ 日刊新聞紙又は雑誌を継続して購入している被収容者が出所等したときは、速やかに新聞又は雑誌販売業者に連絡し、購読を中止するとともに、日刊新聞紙については、あらかじめ業者と取り決めした範囲内で、その代金の払戻しを受けることができるよう取り計らうこと。

なお、日刊新聞紙又は雑誌を継続して購入している被収容者が、閉居罰又は書籍等の閲覧の停止の懲罰、刑事訴訟法第81条の規定による日刊新聞紙又は雑誌の授受の禁止等の事由により、当該日刊新聞紙又は雑誌

の閲覧をすることができなくなった場合において、当該被収容者が購入の中止を希望するときも、同様とすること。

5 自弁の書籍等の交付について（訓令第7条関係）

(1) 訓令第7条第1項の交付は、原則として、日刊通常新聞紙の朝刊及び日刊特別新聞紙は発刊日中、日刊通常新聞紙の夕刊は発刊日の翌日中に行うものとする。ただし、日刊新聞紙の配達が遅延したこと、外国語等の翻訳又は訓令第4条の規定による抹消若しくは削除に時間を要したことその他のやむを得ない事由がある場合には、この限りでないこと。

(2) 訓令第7条第2項の「相応の期間内」とは、自弁の書籍等の種別に応じ、それぞれ遅くとも次の期間内をいうこと。ただし、外国語等の翻訳に要する期間は、これに含まれないものとする。

ア 被収容者が継続して購入する週刊誌（毎週1回以上号を追って刊行される雑誌をいう。以下同じ。） 1週間

イ 被収容者が継続して購入する週刊誌以外の雑誌 2週間

ウ 上記ア及びイ以外の自弁の書籍等 2月

(3) 上記(2)の期間は、自弁の書籍等が刑事施設に到達したときから起算するものとする。

(4) 上記(3)の規定にかかわらず、上記1の(2)の場合には、上記(2)の期間は、実際に検査を開始したときから起算するものとする。

(5) 被収容者に交付する自弁の書籍等には、別紙様式3を参考として、刑事施設の長が適宜定めた小票を貼付すること。ただし、書籍以外の文書図画については、小票の貼付を省略して差し支えないこと。

(6) 被収容者に自弁の書籍等を交付するに当たっては、必要に応じ、自弁の書籍等を交付した旨等を記載した書面に当該被収容者の指印を徴するなど適宜の方法で、その授受を明らかにしておくこと。

6 閲覧後の新聞紙及び雑誌の取扱いについて（訓令第8条関係）

(1) 訓令第8条の同意は、訓令第4条第2項ただし書による同意と併せて得るものとする。

(2) 訓令第8条第1項に「閲覧後に廃棄させることを原則とし」とあるが、例外として、居室内での所持、宅下げ又は領置などが考えられること。また、領置を認めるのは、例えば、宅下げをすることができず、かつ、釈放後の社会生活上必要があり、又は法律上の権限を有する機関による権利救済を求めるために必要であると認められるなど、領置を認めることが相当な場合に限ること。

7 備付書籍等の登録手続について（訓令第10条関係）

(1) 備付書籍等のうち新聞紙、雑誌などで長期間保管する必要がないものに

については、訓令第10条の登録手続を省略することとして差し支えないこと。

- (2) 訓令第10条第1項第1号の図書原簿への登載等に当たっては、次の点に留意すること。

ア 図書原簿は、別紙様式4を参考とし、刑事施設の長が適宜定めること。

この場合において、検索等の便宜を考慮してコンピュータ等を利用して作成する取扱いとしたり、購入の際に、刑事施設の長が定めた図書原簿の様式と同じ様式の明細書を徴し、これを図書原簿にとじ込む取扱いとしたりして差し支えないこと。

イ 受け入れた書籍等1個ごとに受入登録番号を付与すること。この場合において、例えば、同じ書籍等を複数個受け入れた場合や、一つが2個以上に分冊されているような書籍等を受け入れた場合においても、1個ごとの書籍等に異なる登録番号を付与すること。

ウ 受け入れた書籍等1個ごとに、購入、寄贈等の受入方法の種別を明らかにしておくこと。

エ 保管及び利用上の便宜等のため必要がある場合には、図書原簿を適宜の種類ごとに分冊する取扱いとして差し支えないこと。

- (3) 訓令第10条第1項第2号の受入登録印は、別紙様式5を参考とし、刑事施設の長が適宜定めること。

- (4) 訓令第10条第1項第3号の図書ラベルには、書架に配架された際の抽出や検索の便宜を考慮し、下記(5)による分類法に基づく記号等を記載すること。

- (5) 訓令第10条第1項第4号による適宜の区分表は、日本図書館協会の日本十進分類表に基づき、保管する備付書籍等の種類、冊数等に応じたものとする。ただし、外国語で記載された備付書籍等については、日本十進分類表によって分類することにより、その保管及び利用に支障があると認められるときは、刑事施設の長が定める別途の分類方法によることとして差し支えないこと。

- (6) 訓令第10条第2項の規定により除籍する備付書籍等の図書原簿からの削除に当たっては、次の点に留意すること。

ア 除籍した書籍等1個ごとに除籍追番号を付与し、これを「記事」欄等に記載すること。

イ 除籍した書籍等の該当欄を朱線で抹消し、除籍年月日及び除籍理由(廃棄、紛失等)を「記事」欄等に記載すること。

8 備付書籍等の貸与方法について(訓令第11条関係)

- (1) 訓令第11条第1項の規定により刑事施設の長が定める備付書籍等を貸

与する日は、1月につき2日を下回らない範囲内とすること。

- (2) 訓令第11条第1項の規定により刑事施設の長が実情に応じて定める備付書籍等の貸与方法は、被収容者が、できる限り多くの種類の備付書籍等の中から貸与を受ける備付書籍等を選択することが可能となるよう努めるものとし、例えば、次のような方法によること。

ア 被収容者を図書室等に連行して開架式の書架から選択させる方法

イ 工場又は居室棟に一定の個数の備付書籍等を備え付けて休憩時間等に選択させる方法

ウ 工場又は居室棟に備付書籍等の目録を備え付けて選択させる方法

エ 備付書籍等1個ごとにカードを作成し、一定の枚数のカードを工場又は居室棟に送付して選択させる方法

- (3) 被収容者が貸与を希望する備付書籍等を選択した場合には、速やかに貸与するよう努めること。

9 備付日刊通常新聞紙の閲覧について（訓令第12条関係）

- (1) 「日刊通常新聞紙」には、特定の政治団体、宗教団体等を支持して、宣伝又は報道する新聞紙は含まれないものであること。

- (2) 訓令第12条第1項の規定による閲覧の機会の付与は、工場での掲示、居室棟での回覧など適宜の方法によることとして差し支えないこと。

- (3) 訓令第12条第2項の受刑者又は死刑確定者の閲覧傾向は、上記4の(2)と同様の方法により把握すること。

- (4) 受刑者又は死刑確定者のうち、日本語を解さない外国人を収容している場合において、当該外国人のために外国語で記載された新聞紙を備え付けるときは、訓令第12条第2項の規定により備え付ける日刊通常新聞紙とは別に、当該外国語で記載された日刊通常新聞紙を備え付けることとなること。

別紙様式1 (記1の(3)関係)

自 弁 書 籍 等 検 査 処 理 票		検査の日	年 月 日
		決定の日	年 月 日
		告知の日	年 月 日
自 弁 書 籍 等 名		被 収 容 者 氏 名 等	
		称呼番号 番 氏 名 身 分 受刑・未決・その他()	
決 裁 欄	意 見 ・ 決 定	閲 覧 禁 止 部 分 ・ 理 由 等	
所 長	許可・抹消・削除・禁止		
部 長	許可・抹消・削除・禁止		
首 席	許可・抹消・削除・禁止		
統 括	許可・抹消・削除・禁止		
担 当 者	許可・抹消・削除・禁止		
告知欄	「(書籍等の名称)」を閲覧することにより、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第70条第1項 <input type="checkbox"/> 第1号 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがある <input type="checkbox"/> 第2号 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある <input type="checkbox"/> 第3号 罪証の隠滅の結果を生ずるおそれがある(未決拘禁者の場合) と認められるため、 年 月 日に、その閲覧を禁止する措置を執ることを決定した。 上記のとおり告知した。 告知者		
(備考)			

注1：告知欄については、書籍等の閲覧を禁止した場合に記載すること。

注2：告知欄の年月日については、決定の日を記入すること。

別紙様式2 (記2の(4)関係)

① 新聞紙及び雑誌以外の書籍等用

同意書	申出の日	年 月 日	氏 名
	称呼番号	番	
	工 場		
	居 室		
下欄に記載した書籍等について、 1 閲覧に支障があると認められた部分について抹消又は削除すること 2 上記1の削除部分は廃棄すること に同意します。			
書 籍 等 名			
(備考)			

② 新聞紙及び雑誌用

新聞紙及び雑誌交付申出書	申出の日	年 月 日	氏 名
	称呼番号	番	
	工 場		
	居 室		
当所に在所中、次により、新聞紙及び雑誌の交付を申し出ます。 1 閲覧に支障があると認められた部分がある場合には、その部分を抹消又は削除の上で閲覧することを希望します。 2 上記1の削除部分並びに閲覧後の新聞紙及び雑誌は廃棄します。			
(備考)			

別紙様式3 (記5の(5)関係)

閱 覧 票

称 呼 番 号 _____ 番

被收容者氏名 _____

書 籍 等 名 _____

備 考 _____

(施 設 名)

図 書 原 簿

年月日	登録番号	種別	著 者 名	書 名（巻数・版数）	刊年	発 行 所	分類記号	記 事

図書原簿記入要領

- 1 1行につき1冊記入し，1冊ごとに受入登録番号を1つ割り振る。
- 2 受入年月日：同一日付の受入れは，最初の行に年月日を記し，2行目以下は「㊗」としてよい。
- 3 登録番号：ナンバーリングで打った方がよいが，ペン書きする場合は，字体及び位取りを揃える。
- 4 種別：購入，寄贈，管理換え等の区別を記入する。
- 5 著書名及び書名：複雑あるいは字数の多いものは，適当に略記してよい。巻数及び版数は適宜記入する。
- 6 刊年：昭47，平14のように簡略に記入する。
- 7 発行所：〇〇〇株式会社，〇〇〇刊行会等のように長いものは，適当に略記してよい。
- 8 分類記号，図書記号（受入順番号，巻冊番号）：910（分類番号）－1（図書記号－受入順番号），
910－2－1（巻冊番号）のように記入する。
- 9 記事：図書原簿から払出をした場合は，その該当欄を朱線2本で消し，1冊ごとに払出追番号，年月日及び
払出の理由を記入する。理由は，亡失の場合は「亡」，廃棄の場合は「廃」と略記する。
- 10 現在冊数は，受入登録最終番号から払出追番号の最終番号を差し引くことによって算出できる。

別紙様式5 (記7の(3)関係)

○ ○ 刑 務 所

(受入登録番号を記載する)

(受入年月日を記載する)

蔵 書 印

注 大きさは、おおむね縦3センチメートル、横4.5センチメートルとすること。